

栃木県建設工事請負業者選定要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）

第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者（法第2条第3項に規定する建設業者及びこれらの者で構成する共同企業体（以下単に「共同企業体」という。）をいう。以下同じ。）に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査並びに一般競争入札、指名競争入札及び随意契約をする場合の建設業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格審査)

第2条 入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）は、二会計年度ごとに行うものとする。

ただし、新規に資格審査を受けようとする者及び知事が特に認める者にあつては、資格審査を行わない会計年度においても、これを行うことができる。

2 資格審査の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書及び添付書類を提出するものとする。

(入札参加資格の制限)

第3条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入札参加資格を認めないものとする。

一 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者

二 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととされた期間を経過しない者

三 県税（地方消費税を含む。）に未納がある者

四 県外に主たる営業所を有する者で、法人の申請者にあつては法人税又は消費税、個人の申請者にあつては申告所得税又は消費税に未納がある者

五 次のアからウまでに定める届出をしていない者（当該届出の義務がないものを除く。）

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

六 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「告示」という。）第1の第1号の2に規定する審査基準日（以下「経営事項審査基準日」という。）が別に定める期間内にある経営事項審査（告示に定める項目及び基準によ

り審査が行われたものに限る。以下同じ。)を、受けていない者又は受けている者で法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者

七 前条第2項の申請書又はその添付書類中重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

八 法第3条の規定による許可を受けていない者

九 共同企業体で、その構成員に前各号に該当する者を含むもの

(入札参加資格の認定)

第4条 資格審査は、建設工種の種類(以下「工種」という。)ごとに行うものとする。

2 知事は、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、栃木県建設工事入札参加者資格審査会運営要領第1条に規定する栃木県建設工事入札参加者資格審査会の審査の結果に基づき、入札参加資格を認めることとする。

3 知事は、前項の規定に基づき入札参加資格を認めるときは、経営事項審査基準日における経営事項審査の項目及び別に定める技術評価事項を総合的に勘案し、工種ごとに総合点数を付するとともに、土木一式工事及び建築一式工事についてはS A級、A級、B級又はC級のいずれかに、電気工事、管工事、ほ装工事及び解体工事についてはA級、B級又はC級のいずれかに、とび・土工・コンクリート工事、塗装工事及び造園工事についてはA級又はB級のいずれかに格付けを付するものとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)の規定が適用される調達契約に係る入札参加資格については、経営事項審査の項目を総合的に勘案するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第5条 入札参加資格の有効期間は、次の各号に掲げる資格審査の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 第2条第1項本文の規定による資格審査 前条第2項の規定により入札参加資格を認定した日の翌日から2年を経過する日の前日までの期間

二 第2条第1項ただし書の規定による資格審査 2年を超えない期間で知事が別に定める期間
(資格審査結果の通知等)

第6条 知事は、資格審査の結果について、申請者あて通知するものとする。

2 知事は、第4条第2項の規定により入札参加資格を認めた者(以下「有資格業者」という。)を建設工事入札参加資格者名簿に登載するものとする。

3 第1項の通知を受けた申請者は、資格審査の結果に異議がある場合には、通知を受けた日から30日以内に再審査を請求することができるものとする。

(格付けの変更)

第7条 知事は、特に格付けの調整の必要を認めた場合については、有資格業者の格付けの変更をすることができる。

2 知事は、前項の規定により格付けの変更を行ったときは、当該有資格業者及び関係機関にその旨を通知するものとする。

(入札参加資格の取消し等)

第8条 知事は、有資格業者が、第3条各号のいずれかに該当することとなったとき又は不正の手段により入札参加資格の認定を受けたと認められるときは、当該入札参加資格を取り消すことができるものとする。

2 知事は、前項の規定により入札参加資格を取り消したときは、当該有資格業者及び関係機関にその旨を通知するものとする。

(変更の届出)

第9条 有資格業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったときは、速やかに、その旨を届け出なければならない。

- 一 住所
- 二 商号又は名称
- 三 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- 四 建設業の許可番号
- 五 前各号に掲げるもののほか、資格審査の申請書に記載した事項

(発注の基準)

第10条 一般競争入札に係る契約の対象工事は、別に定めるものとする。

2 格付けを付する工種の競争入札に係る契約又は随意契約の請負対象額の基準は、次のとおりとする。

建設業者の級別	請 負 対 象 額		
	土木一式工事	建築一式工事	電気工事、管工事及び解体工事
SA級	5,000万円以上	5,000万円以上	—————
A 級	3,000万円以上 1億円未満	3,000万円以上 2億円未満	2,000万円以上
B 級	1,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円以上 3,000万円未満	500万円以上 2,000万円未満
C 級	1,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満

	ほ 装 工 事	とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事	造 園 工 事
A 級	1,500万円以上	500万円以上	1,000万円以上
B 級	500万円以上 1,500万円未満	500万円未満	1,000万円未満
C 級	500万円未満	—————	—————

(指名業者の選定基準)

第11条 指名競争入札及び随意契約の場合における建設業者の選定は、有資格業者の中から行い、格付けを付した工種にあつては、格付けを受けた者の中から前条第2項の表の区分に従い行うものとする。ただし、工事の執行上必要があるときは、指名業者（指名競争入札により指名を行おうとする建設業者をいう。以下同じ。）の数の2分の1を超えない範囲において当該等級工事の直近上位等級又は直近下位等級に格付けされた者の中から選定することができるものとする。

2 前項ただし書の場合において当該等級業者がないとき、きん少なきその他の理由により選定が困難と認められる場合においては、当該規定にかかわらず、指名業者の数の2分の1を超えることができるものとする。

3 第1項ただし書きの規定にかかわらず、土木一式工事で1億円以上のもの及び建築一式工事で2億円以上のものについては、下位等級からの選定は行わないものとする。

4 電気工事及び管工事について第1項及び第2項の規定に基づく選定が困難なときは、上位等級に格付けを受けた建設業者の中から選定することができるものとする。

5 次に掲げる工事については、第1項の規定によらないことができるものとする。

- 一 特殊な機械又は技術を必要とする工事
- 二 災害による復旧工事その他緊急を要する工事
- 三 その他知事が特殊な事情があると認める工事

(電子入札における指名業者の選定)

第12条 電子情報処理組織を使用して行う入札及び随意契約（以下「電子入札」という。）にあつては、前条第1項の「有資格業者」を「有資格業者のうち別に定める電子入札の利用者登録を行った者」に読み替えるものとする。

(指名業者の選定の留意事項)

第13条 指名業者の選定に当たっては、別に定める基準に留意するものとする。

(建設工事等運営委員会)

第14条 一般競争入札における競争入札参加資格条件の決定並びに指名競争入札及び随意契約におけ

る請負業者の選定等を行うために建設工事等運営委員会を置く。

2 建設工事等運営委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(建設工事等技術審査会)

第15条 一般競争入札における技術的な競争入札参加資格条件の設定、技術的資料の審査等について調査審議を行うため、建設工事等技術審査会を置く。

2 建設工事等技術審査会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月14日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から適用する。